## [ 意見提出様式 ]

宛先:中央環境審議会地球環境部会事務局(環境省地球環境局地球温暖化対策課)御中

住所:〒106-0047 東京都港区南麻布 5-2-32 興和広尾ビル 2F

氏名(会社名/部署名):炭素税研究会(本意見はグループとしてのものです)

年齢:(本意見はグループとしてのものです) 性別:(本意見はグループとしてのものです)

職業:市民団体( 本意見はグループとしてのものです)

電話番号: 03-3447-9515 FAX番号: 03-3447-9383

意見:(報告書案の該当ページを明記して下さい。)

該当箇所: P.53~54

炭素税(温暖化対策税制)について基本的に前向きの記述となっていることは評価するが、炭素税の 第2ステップからの導入を明記することを求める。

化石燃料の炭素含有量に応じて課税する炭素税は、全ての部門における CO2 排出の抑制・削減を促す効果的な政策手法である。省エネや自然エネルギー導入に努力する個人や企業の税負担は相対的に軽くなり、多く排出する個人や企業はそれ相応の負担をするという、公平な政策手法である。省エネ型社会の構築のためにも早急に制度設計を詰め、早期導入を実現すべきである。

ただし、炭素税の税収の使途については様々な考え方があり、温暖化対策費に充当する方法はその一つにすぎない。税収を適切な減税や社会保険料の軽減に充てる制度設計(いわゆる「税収中立」型)や、温暖化対策費と減税のハイブリッド型なども十分に考えられるので、幅広い議論を行い適切な制度設計とすべきである。

中間取りまとめに記述されている「我が国企業の国際競争力や技術開発のリソースを失うことになり、有効性について疑義があるとの意見」には疑問がある。国際競争力に影響が出ると考えられるのは、主にエネルギー集約型でかつ海外企業との競争が激しいごく一部の製造業であるが、税収の還流方法(法人税等の減税や社会保険料の企業負担分の軽減、省エネ投資支援への充当など)を工夫し適切な制度設計を行えば、影響をごく小さく抑えることは十分に可能である。

また、省エネ設備導入による工場の燃料コストやオフィスの光熱費の圧縮はあらゆる産業にコスト的にプラスとなること、さらに炭素税という明確な政策シグナルにより、省エネ設備産業の発展や ESCO (省エネルギーサービス事業)・自然エネルギー産業などの振興、さらには省エネ技術開発による国際競争力向上など、経済へのプラスの影響があることを申し添えておく。

以上